

博士学位論文審査報告

題 目：上代文学における婚姻・出生伝承に関する研究

氏 名：青柳まや

論文審査委員：主査	多田一臣	本学文学部特別招聘教授
副査	磯 水絵	本学文学部教授
副査	野間文史	本学文学部特別招聘教授
副査	呉 哲男	相模女子大学名誉教授

論文内容の要旨

本論文「上代文学における婚姻・出生伝承に関する研究」の主要な論点は、上代文学に記された婚姻・出生伝承を読み解くことで、各文献が婚姻・出生伝承の記載を通じて、テキストの中で描き出そうとする世界観を明らかにし、さらに婚姻・出生伝承を鳥瞰的に見ていくことで、婚姻・出生伝承を文学史的な流れの中で捉えようとするところにある。

『古事記』や『日本書紀』、また『風土記』や『日本霊異記』といった上代の文献には、数多くの婚姻・出生伝承が記されている。たとえば、『古事記』に記されたイザナキとイザナミの婚姻による国生みや神生み、『日本霊異記』に記された異類婚姻譚や異常出生譚などがそれにあたる。

さらに、『万葉集』においても、采女である安見兒を妻に得た藤原鎌足の喜びの歌（巻二・九五）や、桜兒や縷兒といった女性を巡る妻争いの歌（巻十六・三七八六～三七九〇）など、婚姻に関連した歌が複数見られる。

こうした中で、本論文が上代文学における婚姻・出生伝承の研究を目指そうとするのは、婚姻・出生伝承を記すことが、各文献の個別性を超えた、上代文学を貫く大きな流れとなっているからである。複数の文献に記された多くの婚姻・出生伝承の存在は、婚姻・出生を語ることが、古代の人々の文学的な営為にとって、主要な主題と成り得たことを示している。それゆえ、婚姻・出生伝承を読み解くことは、上代文学を研究する上で重要な役割を果たすことができると考えられる。

一方、一つの文献にとらわれることなく、広く上代文学に記された婚姻・出生伝承を読み解くことは、そうした伝承の歴史的な流れや変遷を明らかにし、それによって古代の人々の世界像の一端を解き明かすことにもつながっていく。

上代文学における婚姻・出生伝承は、これまでも、古代の人々の婚姻形態や婚姻の習俗、あるいは婚姻の歴史的発展を探ろうとする歴史学的な立場から、高群逸枝氏を始めとする研究者によって、多くの業績が積み重ねられてきた。また、文学研究の側からも、個別の文献や伝承、あるいは氏族の系譜などをめぐって、これまた多くの成果が生み出され

てきた。

とはいえ、個別の文献や伝承、あるいは特定の話型を超えて、広く上代文学に記された婚姻・出生伝承を見渡した研究は、これまでほとんど存在しなかったといえる。

そうした状況を踏まえ、本論文では、先行研究の成果を咀嚼しつつ、上代文学に記された婚姻・出生伝承を文学研究の立場から解釈し、その上でそれらの伝承が記された意図や、それらの伝承が生み出されることになる根源的な仕組みを明らかにしようとしている。それぞれの伝承を、個別の要素の分析によってではなく、広く婚姻・出生伝承全体の中において捉えることが、本論文の中心となるべき研究目的とされている。

もとより、『古事記』上巻の神生みをはじめとして、各天皇の婚姻記事など、上代文献に記された婚姻・出生の伝承は数多く存在し、全ての伝承を網羅的に取り上げることは、実際上なかなか難しい。そこで、本論文では、主要な上代文献の中から、王権神話に関わる婚姻や、異類婚姻譚、異常出生譚など、最も重要と考えられる伝承を選択し、考察を加えている。

具体的には、『古事記』、『日本書紀』、『風土記』、『日本霊異記』の婚姻・出生伝承及び、『万葉集』巻第十六に見える婚姻関連歌を合わせて、十三の伝承が取り上げられている。

本論文の構成は、以下の通りである。

序章

第一章 『古事記』、『日本書紀』神代記事に見える婚姻・出生伝承について

第一節 オホヤマツミに関する考察

第二節 天孫の母——ヨロヅハタヒメに関する考察——

第二章 『古事記』、『日本書紀』人代記事に見える婚姻・出生伝承について

第一節 大后ヒバスヒメ——『古事記』垂仁天皇皇后に関する考察——

第二節 マトノヒメの死——『古事記』垂仁天皇条、マトノヒメ説話に関する考察——

第三節 童女君の出産『日本書紀』——雄略天皇元年三月是月条に関する考察——

第三章 『風土記』に見える婚姻・出生伝承に関する考察

第一節 『播磨国風土記』賀古郡、比礼墓説話に関する考察

第二節 『肥前国風土記』松浦郡条、摺振説話に関する考察

第三節 『常陸国風土記』那賀郡条、晡臥山説話に関する考察

第四章 『日本霊異記』に見える婚姻・出生伝承について

第一節 仏舍利を握った娘——中巻第三十一縁に関する考察——

第二節 ヨロヅノコの死——中巻第三十三縁に関する考察——

第三節 舍利菩薩の誕生——下巻第十九縁に関する考察——

第四節 石の出生——下巻第三十一縁に関する考察——

第五章 『万葉集』巻第十六に見える婚姻関連歌について

嗤われる婚姻——『万葉集』巻第十六・三八二一番歌に関する考察——

終章

序章においては、本論文の研究目的と研究方法を述べ、婚姻・出生伝承を研究する意味、本論文が用いる研究方法について確認している。さらに、本論文の目的が、婚姻・出生伝承の記載を通じて、各テキストが描き出そうとする世界観を明らかにすること、また婚姻・出生伝承を文学史的な流れの中で捉えようとするところにあることが述べられている。

続けて、本論文において取り上げた『古事記』、『日本書紀』、『風土記』、『日本霊異記』、『万葉集』巻十六について、それぞれの文献の概要を記した上で、これらの文献を、本論文において取り上げる意味について確認している。

さらに、本論文の構成について述べ、第一章から第五章の概要を示す。ここでは、各論同士のつながりについて、それぞれの文学作品が、断絶した閉じられた世界として成立しているわけではなく、同時代、あるいは前時代の文学作品との関わりの中で成立していることが指摘されている。

第一章「『古事記』、『日本書紀』神代記事に見える婚姻・出生伝承について」においては、神話に見られる婚姻・出生伝承のうち、皇統と密接な関わりを持つオホヤマツミとヨロヅハタヒメの婚姻・出生伝承を取り上げ、『古事記』と『日本書紀』における二神についての記述の差異や、それぞれの書の特質を明らかにしている。

第一節「オホヤマツミに関する考察」においては、従来の研究では積極的に論じられてこなかった『日本書紀』におけるオホヤマツミの姿を明らかにすることで、『古事記』における神格との違いを、オホヤマツミの性別や婚姻形態の差異に注目しながら考察している。従来の研究において、解釈の中心とされてきた『古事記』に見えるオホヤマツミの神格や姿が、『古事記』『日本書紀』に共通するものではなく、主に『古事記』の記述によってなされていること、『日本書紀』のオホヤマツミには、イザナキ、イザナミとの親子関係や、出雲系神話との関わりが見られず、山の神の代表としての姿も希薄であることが明らかにされている。

また、オホヤマツミをイザナキ、イザナミの間に生まれた男性の山の神とする『古事記』に対し、オホヤマツミを系譜不明の地上の女神とする『日本書紀』第九段本文では、オホヤマツミの持つ婚姻の役割が異なっていることを指摘する。オホヤマツミは『古事記』では男系的な婚姻の形態を、『日本書紀』第九段本文では母系的な婚姻の形態をとっており、オホヤマツミを女神とする『日本書紀』本文の記述の方が、『古事記』に対し、より古い系譜や婚姻の形態を有している可能性を指摘している。

第二節「天孫の母——ヨロヅハタヒメに関する考察——」においては、タカミムスヒの娘で、アマテラスの子のオシホミミと婚姻し、天孫ホノニギを出生したヨロヅハタヒメの神格や特徴を、『古事記』、『日本書紀』の記述のありかたを通じて明らかにしている。

ヨロヅハタヒメは、『古事記』においてはヨロヅハタトヨアキツシヒメ、『日本書紀』第九段本文においてはタクハタチヂヒメと呼称され、『日本書紀』第九段の一書においても、多くの異名が記されている。本節では、こうしたヨロヅハタヒメの様々な神名が、アマテラスを主宰神とする天孫降臨神話の系統と、タカミムスヒを主宰神とする神話の系統において、どのような出現の仕方をしているのかについて考察を加えている。それによって、複数存在しているヨロヅハタヒメの神名のうち、『古事記』のヨロヅハタトヨアキツシヒメのようなヨロヅハタ系の神名はアマテラス系の神話に、『日本書紀』第九段本文の

タクハタチヂヒメのようなタクハタ系の神名はタカミムスヒ系の神話に、それぞれ出現が分かれており、ヨロヅハタ系とタクハタ系では、属する神話の系統が異なることが明らかにされている。

以上のように、第一章では、母系から父系への歴史的な流れや、現行の皇統譜の成立、あるいはアマテラスを最高神とする新たな世界像の生成が、『日本書紀』とは異なる『古事記』におけるオホヤマツミやヨロヅハタヒメの神格を生成する動機となったことが述べられている。

さらに、歴史的推移や王権のシステムの変換の中で、たとえば、本来はイザナキ、イザナミの子ではなかったオホヤマツミが、『古事記』においては、二神の婚姻の結果生まれた子とされるように、婚姻や出生伝承は、もともと別の系統であった神と神とを血縁で結合し、新しく生まれ変わらせる手段としても機能していることを明らかにしている。

第二章『『古事記』、『日本書紀』人代記事に見える婚姻・出生伝承について』においては、『古事記』中巻及び『日本書紀』雄略天皇条に記された、天皇に関わる婚姻・出生伝承を取り上げている。ここでは三つの伝承を考察し、その分析を通じて、『古事記』と『日本書紀』における記述の差異や、神話の話型との相違、また、それぞれの婚姻が描かれた意味を明らかにしている。

第一節「大后ヒバスヒメ——『古事記』垂仁天皇皇后に関する考察——」においては、垂仁天皇の皇后であるヒバスヒメの婚姻の意味や、ヒバスヒメが持つ役割について考察している。

『古事記』は垂仁天皇の二番目の皇后であるヒバスヒメを「大后」と呼称し、前皇后であるサホビメを「后」と呼称することで、二人の皇后の間に差を設けている。本節では、こうした差異が現れる意図を、「大后」の呼称の持つ意味、またそれぞれの女性の出自などから考察し、その上で、ヒバスヒメが『古事記』タジマモリ説話において、タヂマモリに「ときじくのかくの木の実」を天皇と等量を奉られるなど、天皇に準じる役割や地位を与えられていること、一方、『日本書紀』においては、ヒバスヒメが天皇よりも先に亡くなることで、ヒバスヒメにそうした役割が与えられていないことを指摘している。

さらに、サホビメがカスガノタケクニノカツトメを祖に持つ母系的な要素を有し、旧秩序的なヒメヒコ制のヒメであるのに対し、ヒバスヒメは、現行の皇統譜に大きな影響を与えたとされる息長氏系の出自であることを、『古事記』の系譜記事によって確認し、『古事記』においては、ヒバスヒメに対する称揚が、サホビメの死に象徴されるヒメヒコ制の終焉と表裏の関係にあることを明らかにしている。

第二節「マトノヒメの死——『古事記』垂仁天皇条マトノヒメ説話に関する考察——」においては、マトノヒメの死を、類似する話型を持つ『古事記』上巻のイハナガヒメ神話との比較を中心に考察している。

マトノヒメ説話は、婚姻した女性が、醜さを理由として男性によって親元に返送されるという点で、イハナガヒメ神話と同じ展開をとる。しかし、マトノヒメ説話においては、イハナガヒメ神話に見られた醜い女性に対する「見畏む」という畏怖の念が排除され、それによって、醜い女性の靈威が失われていることが明らかにされている。また、マトノヒメ説話では、イハナガヒメ神話と異なり、婚姻の失敗が婚姻を断った男性の側ではなく、

女性側の死に帰結している点で、大きな相違が見られることを指摘する。このように、マトノヒメ説話においては、イハナガヒメ神話の話型を利用しながらも、神話的な世界を描出することが志向されてはおらず、神話が人代の物語として相応しいもの書き換えられていることが明らかにされている。

第三節「童女君の出産『日本書紀』——雄略天皇元年三月是月条に関する考察——」においては、『日本書紀』雄略天皇条に記される雄略天皇と童女君の婚姻を取り上げ、主に、同じ一夜孕み譚であるコノハナノサクヤビメ神話との比較を中心に、考察が加えられている。

本節では、童女君の伝承がコノハナノサクヤビメ神話のような一夜孕み譚の話型を利用しながらも、子の正当性の証明を童女君自身の行為として描いていないこと、また、童女君説話においては、子であるカスガノオホイラツメ皇女の血の正統性の証明が、母である童女君ではなく、雄略天皇の忠臣である物部目大連によって行われることで、子の正統性の証明に、目大連の役割が付与されていることを述べ、本説話と神話的世界との隔たりについて明らかにしている。

さらに、『日本書紀』に記された童女君の伝承が、『古事記』においては一切見られず、カスガオホイラツメ皇女の出自も明らかにされないことで、『日本書紀』に記される、和珥氏の皇妃との婚姻の繰り返しにもとづく母系による皇統の連続性を、『古事記』が排除していることを指摘している。

第二章で取り上げた、ヒバスヒメ、マトノヒメ、童女君の三つの伝承においては、古い価値観や神話の話型を解体、再編して利用することで、新しい世界観を創生しようとしている点に共通性が見られることが指摘されている。また、マトノヒメや童女君の説話に見られたように、『古事記』や『日本書紀』では、神代と人代とが完全に断絶してはおらず、神話の話型がモデルチェンジされながら、人代の物語を語り出す手段として機能していることが明らかにされている。

第三章「『風土記』に見える婚姻・出生伝承について」においては、各国『風土記』のうち三つの伝承、すなわちいずれも巫女的な性格を持つ女性の婚姻に関わる『播磨国風土記』の比礼墓説話、『肥前国風土記』の褶振説話、『常陸国風土記』の晡臥山説話を取り上げている。

第一節「『播磨国風土記』賀古郡、比礼墓説話に関する考察」においては、景行天皇と印南のワキイラツメの婚姻伝承を取り上げる。ここでは、比礼墓説話に記された景行天皇の妻問いの行程そのものが、播磨の在地的な信仰や祭祀を解体し、播磨の地を天皇の天下に取り込む役割を持つことが明らかにされている。

さらに、『播磨国風土記』と『古事記』『日本書紀』におけるワキイラツメの描かれ方の違いにも注目している。これらの書には、『播磨国風土記』に記される景行天皇による妻問いの伝承が、『古事記』『日本書紀』には描かれず、逆に『古事記』『日本書紀』に記されるヤマトタケルを始めとするワキイラツメ所生の皇子の存在が、『播磨国風土記』では描かれていないという違いが見られる。同じ人物に対して、このような伝承の差が生じた意味を明らかにするために、本節では、比礼墓説話を『古事記』『日本書紀』所収のワキイラツメの系譜記事とを比較している。

その比較を通じて、『播磨国風土記』におけるワキイラツメが、在地のヒメヒコ制首長であるキビヒコ、キビヒメ兄妹のヒメから生まれた、巫女的要素を有する女性として描かれているのに対し、『古事記』『日本書紀』におけるワキイラツメは、皇族を親に持つ皇后として描かれるという違いがあることを指摘している。さらに、それぞれの書におけるワキイラツメの役割の違いを、ワキイラツメの出自や、天皇との婚姻の意味合いの違いという点から考察することで、『古事記』『日本書紀』においては、皇族出身の皇后とされているワキイラツメへの妻問いが描かれる必要のなかったこと、その反対に『播磨国風土記』においては、ヒメヒコ制や在地の祭祀の終焉を描く目的から、ワキイラツメ所生の皇子の誕生を描く必要がなかったことが述べられている。

第二節「『肥前国風土記』松浦郡条、褶振説話に関する考察」においては、正体不明の男が女の許に通う三輪山型の神婚説話で語られるオトヒヒメコと蛇の異類婚姻譚について考察している。褶振説話は、三輪山型の神婚伝承でありながら、子供の出生が描かれず、物語がオトヒヒメコの死と墓に帰結する特異な展開を取る。

本節では、褶振説話がオトヒヒメコの死に帰結する意味を考察することで、本説話が神婚の話型を用いながらも、神話的世界を志向してはならず、巫女的な女性であるオトヒヒメコと蛇神の婚姻の失敗を描くことで、土着的な蛇神信仰の終焉を語っていることを明らかにしている。

第三節「『常陸国風土記』那賀郡条、晡時臥山説話に関する考察」においては、褶振説話と同じく、三輪山型の神婚説話で語られる晡臥山説話について考察している。晡時臥山説話においては、ヌカビコ・ヌカビメ兄妹の妹ヌカビメに、正体不明の男が通って求婚し、男と婚姻したヌカビメは一夜にして懐妊して、小さな蛇を生んだとされる。後に、この蛇の父は、天上にいることが明らかになるが、本説話においては、この蛇が神聖な氏族の始祖としては描かれず、母であるヌカビメによって、祭祀を中断され、生地より退去させられ、さらには天に昇る力を失うという展開を取る。

本節では、蛇神への信仰、祭祀がヌカビメの行動によって引き起こされていること、また、ヌカビメの子である蛇がヌカビコを殺すことによって、ヒメヒコ制が崩壊させられていることを指摘する。その上で、本説話が蛇神信仰や巫女という旧秩序的な存在を、その文脈において、登場人物の自主的な行動によって終焉させていることを明らかにしている。

第三章で取り上げた『風土記』の三つの説話においては、いずれの場合においても、本来的な婚姻譚としての話型が変形されて語られており、それが、蛇神信仰の破棄や巫女的な女性の死といった、新たな世界観の構築のために利用されていることが確認されている。

第四章「『日本霊異記』に見える婚姻・出生伝承」においては、『日本霊異記』に記された婚姻・出生の伝承のうち、中巻三十一縁、中巻三十三縁、下巻十九縁、下巻三十三縁の四つの説話を取り上げる。この四つの伝承は、いずれもそれまで血縁や地縁で語られてきた、氏族の始祖伝承や在地的な神婚伝承が、仏教説話として読み替えられ、改編されている点で共通する。

第一節「仏舍利を握った娘——中巻第三十一縁に関する考察——」においては、老夫婦が仏舍利を握った女子を出生するという異常出生譚について考察している。本説話は、丹生直弟上という人物が、仏塔の建立を發願するものの、長年実現出来ずに年を過ごすうち、

弟上七十歳、妻六十二歳の時に、左手を握ったままの女子が生まれ、後にその女子が手を開くと、中に仏舍利があったとする内容をもつ。

本説話においては、異常出生した女子自体は活躍せず、あくまでも仏舍利の感得という奇跡を生じさせるための装置として登場していること、本説話が志向するのは、神の子としての女子の血筋を繋ぎ、丹生氏の血の優越性を説くことではなく、説話解釈の部分に見られるように、弟上という一個人の信仰の強さを描き、信仰の力を説くところにあることを明らかにしている。

さらに、本説話においては、仏塔の建立が、仏舍利の出現に歓喜した人々が組織した講によってなされている点から、仏教が律令国家の成立によって解体された共同体になり替わる、新たな社会集団を出現させる力を有していたことを指摘している。

第二節「ヨロヅノコの死——中巻第三十三縁に関する考察——」においては、三輪山型の神婚説話でありながら、先の第三章第二節の褶振説話のように、女の異常な死に収束する説話について考察している。本説話では、オトヒヒメコという女性のもとに正体不明の男が通うが、初夜の晩にオトヒヒメコは喰われ、翌朝寢室を訪ねた親によって、死骸の一部が発見される。このように、本説話は神婚説話の話型で語られながら、子の出生が語られず、オトヒヒメコの無惨な死に帰結しているところに特徴をもつ。

本節では、オトヒヒメコの婚姻の意味を考察することで、本説話が神婚の話型を利用しながらも巫女の女性の死を志向していること、また本説話が土着的な信仰の世界や神婚の伝承を否定的に取り込み、仏教的思想から読み替えることで、新たな仏教説話を創生していく営みの過程であることを明らかにしている。

第三節「舍利菩薩の誕生——下巻第十九縁に関する考察——」においては、肉塊の中から生まれた異形の女子に関わる異常出生譚について考察している。本説話は、肉塊から異形の女子が出生し、女子はその容姿から猿聖と嘲笑されるが、後に高僧らとの問答にも勝利し、人々に舍利菩薩と呼ばれて帰依されるようになるとする内容をもつ。本説話において、説話集の編者景戒は、『賢愚経』の「蘇曼女十子品」、『撰集百縁経』の「百子同産縁」を引き、本説話の女子をこの二つの話の「善きともがら類」と評している。

このように、本説話では、異常出生や異常成長、あるいは通過儀礼的な要素など、神話的な思考が、景戒の解釈のフィルターを通過することで、天竺における阿羅漢の出生譚と同質な話に読み替えられている。本節においては、本説話が、土着的な信仰の世界や先行する仏典の世界を取り込み、改編し読み替えることで、今眼前に存在する現実の民衆教化の場に適した新たな仏教説話として生成されていることが明らかにされている。

第四節「石の出生——下巻第三十一縁に関する考察——」においては、未婚の女性による二つの石の出生を語る異常出生譚を取り上げている。生まれた二つの石は方形で、後に隣の郷に祀られる神の子であることが語られる。

本節では、神聖な神の子の出生が、共同体の始祖伝承としては機能しておらず、また、神婚によって生まれた子供が、石そのものである点に注目し、考察が進められている。そこから、本説話が神婚と異常出生の話型を用いながらも、始祖伝承としては機能しておらず、神話的世界を志向してはいないこと、また本説話がそれまで個々の共同体レベルで語られてきた始祖伝承としての神婚譚を、個別の共同体的な基盤から切り離し、新たに「日本」という枠組みの中で捉え直そうとする意味をもつ営みであることが明らかにされてい

る。

第四章で取り上げられた四つの説話は、それぞれ異なった話の筋を持ち、多様な展開を見せている。しかし、女子による仏舎利の感得も、ヨロヅノコの異常な死も、あるいは卵生型の異常出生や、未婚の女性による石の出生も、『日本霊異記』の中においては同じ仏教の真理を説く説話として等価値であり、いわば仏教的な世界像によって均質化された価値観の中で語られていることが指摘されている。

第五章『万葉集』巻第十六に見える婚姻関連歌について」においては、「嗤われる婚姻——『万葉集』巻第十六・第三八二一歌に関する考察——」と題し、『万葉集』の婚姻関連歌が取り上げられている。三八二一歌は、児部女王という人物が、高姓の「美人（貴人）」の求婚を受け入れず、下姓の醜男の婚姻を受け入れた尺度の娘子の婚姻を「愚」と歌った嗤笑歌であり、それゆえ古代人の婚姻に関する考えを示す一例とする。

本章においては、三八二一歌を『万葉集』に見られる他の嗤笑歌と比較することで、本歌が他の『万葉集』中の嗤笑歌とは異なり、相手の身体的な欠陥を笑った歌ではないこと、また、本歌が『万葉集』において女が女を嗤った最初の歌であることを指摘する。

さらに、尺度の娘子の婚姻が笑われた意味を考察することで、古代人の婚姻観や世界観の一端を明らかにしている。その上で、古代の婚姻においては、より良い条件の相手を選ぶことが社会的な常識であったこと、常識的行為から外れた者は、「愚」という評価が下げられたこと、古代においては、婚姻が男女二人の秘められた関係ではなく、常に他者に晒され評価の対象となる対外的な要素を有していたことを指摘している。

終章では、論全体のまとめとして、各章の考察を通じて明らかになった事柄を再確認し、各伝承を貫く大きな上代文学の流れについて目を向けている。その上で、上代の文学においては、婚姻・出生伝承を語る際に、祖型となる神話や伝承を、新たに語り出そうとする主題のために書き換えて利用することが多く行われていたことを指摘している。

既存の話型の書き換えと利用は、第二章のマトノヒメや童女君の伝承、第三章の『風土記』の褶振説話や晡臥山説話、あるいは、第四章の『日本霊異記』のヨロヅノコや、石を出生した説話の例などに見られることがあらためて確認されている。

さらに、第一章のオホヤマツミやヨロヅハタヒメの伝承においても、『古事記』が、『日本書紀』とは異なる神話を展開させ、『日本書紀』のより古い伝承が、『古事記』の要求する新たな世界像の中で改変し、構築し直しされていることが確認されている。

こうした、婚姻・出生伝承の書き換えと利用は、時代の流れに伴う社会構造の変化や、伝承の担い手の変化によって行われたとされる。

上代文学の各作品は、編纂の経緯や意図、あるいは編者を異にしており、そのため一見、相互に関わりがないかのように見えるが、それらを文学史的な流れの中に置き、鳥瞰的に眺めることで、既存の伝承や話型が、それぞれのテキストで必要とされる形にモデルチェンジされていることが確かめられている。

古代の人々の神話や伝承といった文学的な営為の中に、古代の人々の世界の組み立て方が現れており、自らのよって立つ世界を前時代とのつながりの中で立ち上げていくことが、その具体的な方法であることを、上代文学に記された婚姻・出生伝承の中に確認しえたこ

とを最後に述べて、本論文のまとめとしている。

審査の結果の要旨

本論文は、序章、終章を含め全七章十二節からなる。その目的は、上代文学に記された婚姻・出生伝承を読み解くことで、その背後にある世界観を明らかにし、それぞれの伝承を文学史の流れの中に位置づけようとするところにある。記紀、風土記等の特徴ある伝承について、手堅い考察を展開している。

第一章では、記紀神代の伝承、具体的には、オホヤマツミとヨロヅハタヒメの伝承を取り上げ、その分析を通じて、記紀の神話体系の相違について述べる。オホヤマツミの論では、『古事記』天孫降臨条におけるオホヤマツミが男神であるのに対して、『日本書紀』第九段本文では女神とされていることに着目、皇統譜形成の意識の違いを見ることで、『古事記』が『日本書紀』よりも整理が進んでいることを論じる。ヨロヅハタヒメの論では、天孫降臨神話に二系統があり、『古事記』がそれらを統合して、アマテラス神話に属するヨロヅハタ系女神を、新たにタカミムスヒの娘に作り替えていることを指摘する。どちらも紀前記後説を補強する論だが、従来、ほとんど取り上げられることのなかったヨロヅハタヒメに着目したことは、きわめて高く評価しうる。記紀の成立をめぐる議論に、確かな一石を投ずる意味をもつ。

第二章では、記紀人代の伝承、具体的には、ヒバスヒメ、マトノヒメ、^{わらわきみ}童女君の伝承を取り上げる。その上で、これらの伝承においては、神話的、旧秩序的な世界が否定され、そこに新たな観念が持ち込まれることで、人代の話に相応しい整備がなされていることを指摘する。たとえば、『古事記』のヒバスヒメの論では、ヒバスヒメがサホビメより上位とされていることを、サホビメが旧秩序的なヒメヒコ制の象徴であったためと見る。これは、ヒバスヒメを息長氏系の出自ゆえと見る従来の説をさらに進めた理解であり、斬新な見方といえる。またマトノヒメの論でも、その死をやはり旧秩序の体现である姉妹婚の終焉と見る新たな解釈を提示しており、これまた高く評価しうる内容になっている。『日本書紀』雄略天皇条の童女君説話は一夜孕み譚だが、神代のコノハナノサクヤビメ神話の単なる再現ではなく、そこに滑稽譚的要素が加味されるなど、人代の物語に適合する改変が見られることを指摘する。いずれも厳密な論証によって、きわめて説得性の高いものになっている。

第三章では、風土記の伝承、具体的には①『播磨国風土記』の^{ひれはか}比礼墓説話、②『肥前国風土記』の^{ひれふり}褶振説話、③『常陸国風土記』の^{くれふしやま}晡時臥山説話を取り上げる。①では風土記がワキイラツメをヒメヒコ制による在地の古い秩序世界を背負う存在として定位し、そこに記紀との相違が見られること、風土記と記紀はこの意味で相互補完的であることを示す。②では、風土記の説話が、神と巫女との神婚による神の子誕生の奇跡を説かず、神と巫女の死を通じて、中央王権との関係の中で、オトヒヒメコがこの地を象徴する像として造型されていく過程を明らかにする。③では、この説話が三輪山神話の話型を取りながら、その文脈においてそれを解体し、新たな祭祀の形態を創出していく過程の中にあることを示す。いずれも、在地の旧来の神話的な世界が、中央王権との緊張関係の中で変質を余儀な

くされ、新たな価値観に支えられた話へと変貌していく過程が丹念に論証されており、これまたきわめて説得性の高いものになっている。

第四章では、『日本霊異記』に見える伝承として、中巻三十一縁、中巻三十三縁、下巻十九縁、下巻三十一縁を取り上げる。神婚譚、あるいは異常出生や異常成長といった土着的な神話伝承が、仏教という普遍的な宗教によって作り替えられ、民衆教化の材料として用いられていくようになる道筋を具体的に論じている。『日本霊異記』が、神話的な世界を換骨奪胎し、仏教的な世界へと変貌させているとする点は、これまでも多くの指摘がなされているが、本章では一つ一つの説話について、それを詳しく跡づけており、そこに見るべきものがあるといえる。

第五章は、『万葉集』巻十六・三八二一歌を取り上げ、その「嗤^{ししょうか}笑歌」としての独自性を、「嗤われる婚姻」という観点から追究する。巻十六の「嗤笑歌」で、女が女の行動を嗤うのはこの歌のみであることを指摘するが、こうした観点から、他の「嗤笑歌」との違いを明らかにしたのはこの論が嚆矢であり、その意味で高く評価することができる。

本論文の考察は、いずれも先行研究を十分に踏まえた上で、穏当な結論を提示している。全体として、古い伝承世界を改編・利用することで、新たな世界像が構築されていく過程が詳細に明らかにされている。その論証も実に的確であり、今後の婚姻・出生伝承の研究に際して、常に参観されるに値するだけの成果を挙げている。もっとも、第四章のいくつかの論では、結論が最初から明らかであるような部分もあり、すべてが新たな見方を提示したものとは言いがたいところもある。とはいえ、全体として見れば、日本上代の婚姻・出生伝承を、大きな視野から整理・考察しており、本論文の価値はきわめて高い。よって、審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位に相応しいものと判断する。